

令和5年度 茂原市中小企業融資制度のご案内

制度内容

- ・事業資金の融資（詳細は内面）
 - ・支払い利子の一部補助（詳細は裏面）
- ※この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証に基づいて行っています。

対象要件

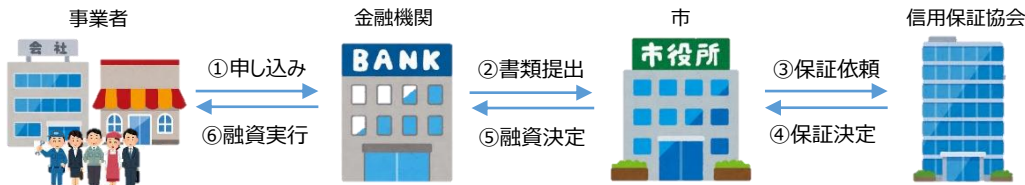
- 次の①～③のすべてを満たしている中小企業者（法人または個人）
- ①市内で同一事業を1年以上営んでいること（その他詳細はお問い合わせください）
 - ②市税等の滞納がないこと
 - ③千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

利用できる中小企業の範囲

（中小企業信用保険法に基づき、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人）

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5,000万円以下	50人以下
医業	—	300人以下（個人は100人以下）

申し込みから実行まで



※信用保証協会の保証決定と市の融資決定が出されてから融資の実行が可能となります。

取扱金融機関

<次の金融機関で茂原市内の本店・支店>
千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、房総信用組合

融資利率（年）

融資期間	運転資金	設備資金
1年以内	1.8%	1.8%
1年超3年以内	1.9%	1.9%
3年超5年以内	2.1%	2.1%
5年超	—	2.3%

利子補給

本融資に係る利子の一部補助を年1回行っています。

！！注意！！

次の①～④のいずれかに該当した場合、**利子補給の受給対象外**となりますのでご注意ください。

- ①融資の返済を怠った
- ②市税等を滞納している（過年度分含む）
- ③事業を廃止・休止したまたは市外へ移転した
- ④その他交付が不適当と認められる場合

利子補給率（年）

融資期間	運転資金	設備資金
1年以内	1.080%	1.350%
1年超3年以内	1.140%	1.425%
3年超5年以内	1.260%	1.575%
5年超	—	1.725%

お問い合わせ

〒297-8511 茂原市道表1番地（市役所6階）
茂原市役所 経済環境部 商工観光課⇒TEL:0475-20-1528 FAX:0475-20-1604
Mail : shinkou@city.mobara.chiba.jp

< 制度資金一覧 >

資金名	資金の目的	借入限度額	融資期間	対象要件	連帯保証人 及び担保	返済方法 及び据置期間
① 運転資金	原材料、商品の購入等に要する資金	2,000万円	5年以内	【以下の1～4をすべて満たす】 1. 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいる ⑦については、市内に1年以上居住している ⑧については、申込時に市内に居住し住民登録されている個人 又は市内を本店所在地として法人登記している法人 2. 市税等を滞納していない 3. 市内の事業所又は営業所に要する資金である 4. 千葉県信用保証協会の信用保証の対象業種である 【対象外となる主な業種】 遊興娯楽業、風俗営業飲食業、金融業、土地売買業 農林漁業 等	信用保証協会の 取り扱いに準じる	<返済方法> 元金均等月賦返済 ※運転資金については 6か月以内に限り一括 返済も可
② 設備資金	店舗等の新築、増・改築及び 各種機械設備の購入に要する 資金	3,500万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			
③ 福利厚生資金	従業員の福利厚生に要する設備 資金	2,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内			
④ 小口零細企業 事業資金	小規模企業者が事業に要する 資金	1,250万円 (設備資金は所要 資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1～4に加え以下の2つを満たす】 ・従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ・本件融資を含めた既存融資残高が限度額以下	信用保証協会の 取り扱いに準じる	<返済方法> 元金均等月賦返済 ※運転資金については 6か月以内に限り一括 返済も可
⑤ 事業転換資金	経済環境の変化に対応して、 事業の転換を行うために要する 資金	運転資金 500万円 設備資金 1,500万円 (所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1～4に加え以下の2つを満たす】 ・従来の事業が不況業種として6か月以上指定され、今後も継続 されると見込まれる ・転換する事業が不況業種に指定されていない		
⑥ 工場移転資金	居住環境の保全のため、工場の すべてを移転するための資金	設備資金 5,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内	【1～4に加え以下の1つを満たす】 ・市内の住工混在地域から市内の工場誘導地区へ移転する		
⑦ 独立開業資金	新たに独立して事業を開始する ために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円 (所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1～4に加え以下の1つを満たす】 ・同一企業に3年以上勤務し、同一事業を独立して開始する 又は法律に基づく資格により事業を開始する <資格の例> 理美容師、公認会計士等	信用保証協会の 取り扱いに準じる	<据置期間> ○運転資金 6か月 ○設備資金 12か月
⑧ 創業支援資金	事業を開始する又は事業に要する 資金	1,000万円 (設備資金は所要 資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1～4に加え以下の内容を満たす】 <創業者> ・事業を営んでいない個人 ・1月以内(※)に新たに当該創業を行う具体的な計画を有する 又は2月以内(※)に新たに会社を設立し当該創業を行う具体 敵な計画を有する(※)特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6月以内 <創業後又は会社を設立後5年未満の中小企業者> ・事業を開始した日又は会社を設立した日前に事業を営んでいない		

融資の対象とならない資金使途

次に該当する場合は対象外となります。

- ・市外に所在する事業所又は営業所に要する資金
- ・借換資金
- ・市外資金
- ・生活資金
- ・投資資金(法人設立又は増資のための出資を含む)
- ・土地の取得費(工場移転資金を除く)
- ・転貸資金(系列や取引先の債務を肩代わりするための資金)等

設備資金の車両購入時の注意点

○対象となる車両

- ① 工事用車両
- ② 商用車(ナンバーが「1(普通貨物)」「2(11人以上普通乗用車)」「4(小型貨物)」に限る)
- ③ タクシー等(緑ナンバー)
- ④ 客観的に見て事業用であるとわかるもの

○対象とならない車両

- ① 用途に定めのない車両(車種を問わず)
- ② 自家用と共有する車両
- ③ 高級車・外国車 等